



新型コロナウイルス 感染症対策ガイドラインの廃止について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から令和5年5月7日をもって同法の新型の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナ ウイルス感染症対策本部決定)についても、令和5年5月8日に廃止となりました(令和5年4月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)。

これに伴い、北海道自転車競技連盟「新型コロナウイルス感染症対策」についても、令和5年5月8日をもって廃止とします。

2023年5月8日

北海道自転車競技連盟

理事長 鴨川敬